

平成 21 年 5 月 20 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19730081
 研究課題名（和文） 情報の流通・媒介に関する民事ルールの構築
 ～ 配信サービスの抗弁を素材に
 研究課題名（英文） New Legal Rules for Information Transactions

研究代表者
 三枝 健治（SAIGUSA, Kenji）
 早稲田大学・法学大学院・准教授
 研究者番号：80287929

研究成果の概要：

本研究は、ニュースという情報の流通・媒介場面で適用される配信サービスの抗弁がアメリカにおいて次第に支持を広げた背景には、物の流通・媒介と異なり、情報の流通・媒介にあって、情報伝達に対する特別な配慮が必要であるとの理解が共有されていたからと考え得ること、また、インターネット上の情報の流通・媒介者であるプロバイダーの法的責任についても配信サービスの抗弁と同じ政策的価値判断が見られることから、情報伝達の促進というかかる考慮が、情報化社会における新たな民事ルールの形成に際し、一般に重要なポイントとなりうること、以上二点を明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,200,000	0	1,200,000
2008 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,100,000	270,000	2,370,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：情報、媒介

1. 研究開始当初の背景

現在の民事法は「物」の流通を前提に規範設定されており、「情報」の流通は念頭に置かれていない。従って、例えば、問屋等のよ

うな「物」を流通する業者については商法上規定が存在するものの、「情報」を流通・媒介する者を直接に規律するルールは商法・民

法のいずれにも存在しない。「物」社会から「情報」社会へ変容する中で、いわばルールの空白状態にあるのが実状である。そこで、国内の研究において、かかるルールの空白状態に必ずしも強い関心が向けられていない状況に照らし、それに強い関心を向けるアメリカ法を参考を参考に、情報が流通・媒介の対象となる現代的な場面で問題となる配信サービスの抗弁を具体的な手がかりに、「物」に適合的な現行民事法ルールを踏まえながら、新たに「情報」に適合的な民事法ルールの構築を理論的に試みる必要と有用性を感じたことが本研究の着想の背景にあった。

このような研究の構想は、契約締結過程の適正化という観点から、申請者が、開示義務・開示規制の研究を積み重ねてきた過程で、折々に、「取引の情報化」現象を感じてきたことに端を発する。ここで「取引の情報化」現象とは二つの意味があり、一つは、契約締結に際して、紙ベースの契約書でなく、インターネット等の電子媒体が用いられるようになってきているという意味でのそれ（取引方法の情報化）、もう一つが、ソフトウェア売買のように、物でなく、情報が取引の対象となっている意味でのそれ（取引内容の情報化）である。これまで申請者は、前者の取引方法の情報化の下、伝統的な契約法がどのように変容すべきかに着目してきたことから、今度は、後者の取引内容の情報化について焦点を当てることにしたいと考えた次第である。

2. 研究の目的

本研究は、情報の流通・媒介に関する新たな民事法ルールの構築を図ることを目標に、その具体的な手がかりとして「配信サービスの抗弁」を素材に、同抗弁の合理性とその望ましい運用のあり方を、アメリカ法での議論

を詳細に検討・分析することにより、明らかにすることを目的とするものである。

本研究が情報の流通・媒介の現代的な場面として主に予定するのは、例えば、地方新聞社が他社から購入した配信記事を自社の新聞に掲載する行為である。地方新聞社は、脆弱な取材力を補うため、その地域外のニュースを共同通信等の通信社の取材力に頼らざるを得ず、いわばここでは、「物」ではなく、ニュースという「情報」が配信元の通信社から地方新聞社へ、更に地方新聞社から購読者へと流通していると言える。かかる場面で、流通・媒介対象のニュースに瑕疵（例えば、名誉毀損・プライバシー侵害・著作権侵害等）がある場合、その情報の流通・媒介者たる地方新聞社も、物の流通・媒介者たる問屋等と同じように瑕疵の責任を負うべきであろうか。この問題に取り組んだ最判平成 14 年 1 月 29 日民集 56 卷 1 号 185 頁は、「物」の流通・媒介と「情報」の流通・媒介の対比という視点を欠いており、そのような視点からの問題の再構成も可能であると申請者自身は評価している。

ところで、同様の問題が近時、顕在化したアメリカでは、そのような場面で地方新聞社の責任を限定する「配信サービスの抗弁」が提唱されており、同抗弁によると、「情報」の流通・媒介に広く責任を認めると、情報伝達が控えられ、表現活動が萎縮しかねないから、結果として「物」の流通・媒介と全く同じように考えるわけにはいかない、とされている。すなわち、情報の瑕疵の責任は、原則として情報の元々の発信者である通信社だけが負えば足りる、というのである。しかし、「情報」に適合的な民事ルールとして、このような流通・媒介者の責任を免除する配信サービスの抗弁を新たに承認するか否かは、ま

さにアメリカでも賛否両論あり、その行く末は今後の議論次第である。また仮に配信サービスの抗弁を承認するにしても、情報に含まれる瑕疵の内容如何で、その取り扱いを変えるべきか議論の余地があり、なお未解決な点も残されている。

そこで、本研究は、「物」の流通・媒介行為と「情報」の流通・媒介行為とを対比させたうえで、流通・媒介の対象が「物」でなく、「情報」であることの特性が流通・媒介者の責任にどのような影響を与え得るかを明らかにしつつ、アメリカ法での議論を参考に、「配信サービスの抗弁」の合理性とその望ましい運用のあり方を具体的に示すことにした。

3. 研究の方法

<平成19年度>

(1) 文献資料の収集・整理、分析

まず、「物」に瑕疵がある場合に、その流通・媒介者にどのような法的責任がいかなる要件の下に課せられるのか、各種文献を収集したうえで、日米双方の契約法におけるルールを整理する。次に、「情報」の流通・媒介者の責任に関するアメリカ法の「配信サービスの抗弁」について資料を収集し、分析する。特に、アメリカで「配信サービスの抗弁」を認めるか否かが現実に争点となっており、関連判決例の収集を West Law 社のデータベース等を通じて行った。そのうえで、同抗弁を認める州の判決例と認めない州の判決例とに整理し、それぞれの経緯や理論的根拠を分析した。

<平成20年度>

(1) 文献資料の収集・整理、分析

まず、前年度に続き、本年度も「配信サービスの抗弁」について調査するとともに、

更に、情報の流通・媒介として web ページや掲示板等のサービスを提供するプロバイダーの行為にも着目し、その法的責任がいかなる要件の下に認められるか、日米両国の法制を調査した。具体的には、日本法についてはいわゆるプロバイダー責任制限法、アメリカ法については通信品位法 (Communications Decency Act) やデジタル・ミレニウム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act) がそれである。その後、これらの法律の制定後の関連判決を収集し、物の流通・媒介と異なる、情報の流通・媒介であることの特性がこれらの法制又はその運用にどのような影響を与えているか分析を加えた。

(2) 学術論文として公表

最終成果を学術雑誌に発表すべく現在準備をしている。

4. 研究成果

配信サービスの抗弁とは、「報道機関が定評ある通信社から配信された記事を実質的な変更を加えずに掲載した場合に、その掲載記事が他人の名誉を毀損するものであったとしても、配信記事の文面上一見してその内容が真実でないと分かる場合や掲載紙自身が誤報であることを知っている等の事情がある場合を除き、当該他人に対する損害賠償義務を負わないとする法理」を言う。調査の結果、この配信サービスの抗弁は元々アメリカの判例で形成されたもので、かつて少数説にとどまっていたが、現在、なお異論はあるものの、より多くの法域で承認される傾向にあることが確認できた。そうすると、このような配信サービスの抗弁を承認する立場の広がり、知る権利の保障という観点から情報の流通・媒介行為に積極的な意義を認め、一定の要件の下、情報の流通・媒介者に特権

的な免責を政策的に与え、これを促進しようとの動きによるものと評価しうる。

ところで、このような情報の流通・媒介者の責任の軽減は、実は、既にインターネット上の情報の流通・媒介者であるプロバイダーの責任に関して既に立法により実現していた。すなわち、プロバイダーの責任が追及されるのは、流通・媒介した情報が他人の名誉を毀損するものである場合と、著作権を侵害するものである場合と考えられるが、日本では、いわゆるプロバイダー責任制限法を問わず、プロバイダーに故意又は重過失があるときに限り責任を負うとして、情報の流通・媒介の促進に配慮をした規定を置き、他方、アメリカでも、について通信品位法 (Communications Decency Act) 230 条が故意又は重過失がない限りプロバイダーは免責されるとの規定、更に、についてデジタル・ミレニウム著作権法 (Digital Millennium Copyright Act) 512 条が、解釈上、プロバイダーの責任をその主観的態様の如何を問わず常に免責するとの趣旨であると理解されるような規定を置いている。そうすると、アメリカ法において の対応にこそ違いはある そしてその違いの合理性についても本研究では検討を加えた が、いずれにしても、プロバイダーの責任を軽減することにより、情報の流通・媒介を妨げないような考慮がされていることは特に注目されよう。

以上のように、配信サービスの抗弁にも、そして更にインターネットのプロバイダーの責任においても、情報の流通・媒介の促進に対する特別な配慮が等しく見られることから、「物」社会から「情報」社会へ移行する中、それが、現代の「情報」社会に適合的な新たなルールを構築する際に重視すべき事柄であるとは言える。しかし、問題はどのような政策的配慮がどこまで普遍的なもの

として受け止めるべきかである。この点は今後の課題として残されている。

5. 主な発表論文等

現在、最終成果を論文として公表するために準備中である。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三枝 健治 (SAIGUSA KENJI)

早稲田大学・法学大学院・准教授

研究者番号：80287929